

1. 日 時 平成 2 5 年 3 月 1 2 日 (火) 9 時 1 5 分開会
9 時 1 8 分閉会

2. 場 所 第 1 委員会室

3. 出 席 委 員 中面幸人委員長、大田重男副委員長、木下孝行委員、
野畑直委員、岩崎健二委員、出口徹裕委員、牟田学委員、
山田勝委員

4. 事務局職員 議事係 寺地 英兼

5. 説 明 員 ・ 生きがい対策課
堂之下浩子 課 長

6. 会議に付した事件

議案第 1 7 号、阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、3 月 6 日の委員会審査中、発言の一部取り消しの申し入れについて

7. 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

中面委員長

ただいまから産業厚生委員会を開会します。3月6日の当委員会において、議案第17号、阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査中、生きがい対策課課長の発言に誤りがあったとのことで、発言の取り消しの申し入れがありました。発言取り消しの部分はお配りしてある別紙のとおりでございます。

（別紙参照）

課長の説明を求めます。

堂之下課長

本日はお時間をいただきありがとうございます。先日、山田委員からの訪問看護療養費と家族訪問看護療養費の違いについて説明を求められたわけですが、その中でお配りしてあるとおり私の発言がちょっと誤解を招かねない発言だったなと思いましたので、ここで取り消しをさせていただきたいと思います。資料でお渡ししましたとおり、家族訪問看護療養費及び訪問看護療養費どちらも内容としては同じでございます。被保険者の被扶養者が訪問看護を受ける場合に家族訪問看護療養費と言われるということで御理解いただければありがたいと思っております。どうも申しわけございませんでした。

中面委員長

課長の説明が終わりました。委員の質疑はありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

〔山田委員「なかなか難しかもんな」と発言〕

休憩に入ります。

（休憩 9：18 ～ 9：18）

休憩前に戻り委員会を再開いたします。

それでは別紙のとおり、発言の取り消しを許可することにご異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって発言の取り消しを許可することとします。委員の方からほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ以上で産業厚生委員会を散会します。

（閉会 9時18分）

産業厚生委員会委員長 中 面 幸 人